

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大。
- このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

農山漁村振興交付金

都市農村共生・対流及び地域活性化対策

- 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動計画づくりや手づくり活動、地域外の若者や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報受発信など、地域資源を活用する取組を支援

○実施主体：地域協議会（市町村が参画）等

○実施期間：

　　都市農村共生・対流支援対策：上限2年

　　地域活性化対策：上限5年

　　人材活用対策：上限3年

○補助率：定額

　　都市農村共生・対流支援対策：上限800万円

　　及び地域活性化対策

　　人材活用対策：上限250万円



活動計画づくり



子どもたちの農業体験



外国人の農村体験



高齢者生きがい農園

山村活性化対策

- 特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

○実施主体：市町村等

○実施期間：上限3年

○補助率：定額（1地区当たり上限1,000万円）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成した定住・交流促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援

生産施設等

農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援



味噌加工施設

生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援



廃屋利用の滞在施設

地域間交流拠点施設

都市住民や一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援



農産物直売施設

- 実施主体：都道府県、市町村、農業者が組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 補助率：1／2以内等

主な重点プロジェクト

子ども農山漁村 交流プロジェクト

（総務省、文部科学省と連携）

子どもの農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進

「農」と福祉の 連携プロジェクト

（厚生労働省と連携）

高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進

農観連携 プロジェクト

（観光庁と連携）

グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みを推進

空き家・廃校活用 交流プロジェクト

（総務省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省と連携）

空き家・廃校等を活用した定住希望者の受け皿や集落拠点施設等の整備を支援

※その他、地方創生や重点「道の駅」等の取組と連携